

## 政治資金規正法から抜粋

### 第四章 報告書の公開

(収支報告書の要旨の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書(注：収支報告書)を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、総務大臣にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、これを行う。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付しなければならない。

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書(注：収支報告書)又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という。)で第二十条第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

## 情報公開法から抜粋

### 第3条

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(略)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

### 第9条(開示請求に対する措置)

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。